文化財施設建設基本設計委託業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり実施説明書を公示する。

令和８年５月 12 日

上ノ国町教育委員会教育長　上野　敦也

文化財施設建設基本設計委託業務　公募型プロポーザル実施説明書

第１章　事業の目的

上ノ国町では、国指定史跡上之国館跡（花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡）の発掘調査によって、15 世紀末～17 世紀初めに「アイヌと和人の共生の歴史」が確認されている。その中でも象徴的な発見は、勝山館跡後方の夷王山墳墓群でアイヌ墓と和人墓が隣り合うように発見されたことである。

宗教観の異なるアイヌや和人の土葬墓が隣り合って構築される様子は、民族・文化・価値観・ライフスタイルなどの違いを積極的に尊重して受け入れる「ダイバーシティ（多様性）」の概念を彷彿とさせ、アイヌ対和人という二項対立と異なる多様な社会が勝山館跡の中に存在していたことを示唆している。

そのアイヌ墓から発見された副葬品、御遺骨は現在、上之国館調査整備センターで安置されている。一方、勝山館跡の 10 万点を超える出土品は、当時の生活や本州と北海道における交易・物資の流通、アイヌと和人の関係を解明する上で欠かせない資料と評価され、平成 20 年(2008)７月 10 日付で 921 点が重要文化財「北海道上之国勝山館跡出土品」に指定されている。

しかしながら、アイヌ資料や多くの歴史資料の収蔵と展示の拠点となっている上之国館調査整備センターは、築 70 年以上で老朽化が著しく、アイヌ資料を含む文化財を適切に保存活用することが困難な状況となっているため、この地域で活動したアイヌを語る上で欠かすことのできない、中世における「アイヌと和人の共生の歴史」の情報発信やアイヌ御遺骨の恒久的な保管を行う文化財ミュージアム建設の必要性が生じている。

そのため、適切な文化財の保存活用やアイヌの尊厳の回復と文化振興を目的とした上ノ国町文化財ミュージアムを整備することとし、斬新で柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的として「文化財施設建設基本設計委託業務　公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。」を実施するものである。

第２章　業務概要

（１）業 務 名：文化財施設建設基本設計委託業務

（２）建設場所：①パーラー桃太郎跡地（字大留 158-２・158-11・164-１・164-９・166-３）
　　　　　　　②史跡勝山館跡（字勝山 429-５、勝山館跡ガイダンス施設横を想定）
　　　　　　　③勝山館跡ガイダンス施設　別棟トイレ（改修整備、字勝山 520-24）

（３）建設施設：①文化財ミュージアム拠点施設
　　　　　　　②文化財ミュージアム重文保管展示・御遺骨安置施設
　　　　　　　③勝山館跡ガイダンス施設　別棟トイレ（改修整備）

（４）主要機能：①文化財保管収蔵・展示、情報発信機能・ガイダンス機能、調査研究・学習機

能、地域交流機能
②重要文化財収蔵展示、アイヌ御遺骨安置
③トイレ（男女・ユニバーサルブース）

第３章　選考方法

本プロポーザルは、事業に対する提案を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。審査は、一次審査及び二次審査の二段階形式で行う。また、選定に際しては具体的な設計案を選定するものではなく、受託候補者の選定のために必要な技術提案を求めるものである。

また、本プロポーザルでは単なる建築物の造形美や機能性を問うだけではなく、上ノ国町に眠る歴史的地域資産の価値を深く洞察し、下記の理念に掲げた「ミュージアムの在り方」を共に模索できる設計者（パートナー）を選定するものである。

そのため、参加表明の際に提案者の考えを「デザインステートメント」として提出し、「第12章　一次審査（技術提案書の審査）（５）一次審査評価基準」の項の評価に使用する。

（１）本プロポーザルの理念

上ノ国町は、中世におけるアイヌと和人の共生の歴史を有する日本史において極めて重要な地域である。しかしながら、現在人口は4,000人を切り、ピーク時の３分の１にまで減少し、文化財を取り巻く社会的環境が変容するのと比例してミュージアムに求められる内容も大きく異なっている。

この現状を踏まえ、本プロポーザルで求める文化財ミュージアムのイメージは、大規模で堅牢な敷居を跨ぎにくい従来型の建築施設ではないこと。また、「屋根のない博物館」というイメージは、地域全体をミュージアムと捉え、そこが人々の活動の場であり、居場所でもあるという考えに基づいている。

そして、そこに収蔵・展示される文化財は日本の中世史において決定的な意義を持つ「歴史的地域資産」であるため、この「地域に開かれた居場所」と「歴史的地域資産を守り伝える厳格さ」という非従来型のミュージアムの提案を本プロポーザルでは求めている。

（２）デザイン・ステートメントの記載内容

提案に際しては、上記のプロポーザルの理念を十分に理解した上で、以下の３点を踏まえた設計の視点を1,500字以内にまとめること。（様式12）

①上ノ国町の現状（人口減少や地域社会の構造）への視座
②上ノ国町の文化及びそれを示す文化財の歴史的意義の捉え方
③この地に建てられるミュージアムが果たすべき役割と具体的在り方

第４章　設計にあたっての基本理念（技術提案のテーマ）

参加者は以下の構想の柱を理解し、具体的な空間・建築提案を行うこと。

（１）「アイヌと和人の共生」の空間的具現化

・勝山館跡で確認された「アイヌと和人の墓が隣り合う」というダイバーシティ（多様性）の概念を、建築デザインや展示動線にどのように反映させるか。
・アイヌの尊厳に配慮した御遺骨安置空間と、勝山館跡ガイダンス施設の観覧空間の両立 。

（２）三館をつなぐ「ハブ拠点」としてのデザイン

・地理的に離れた史跡上之国館跡　花沢館跡、洲崎館跡、勝山館跡の全体像をわかりやすく伝え、各史跡への回遊を促す仕掛け。

・「中世都市」としての賑わいや交流を現代に蘇らせる拠点としての構え。

（３）「屋根のない博物館」のセンター機能

・施設内完結ではなく、町内に点在する歴史文化資源（フィールド）へ繋がるゲートウェイ機能の提案。

・町民が主役となり、つくり続け、更新し続けられる柔軟な空間構成。

第５章　施設整備の具体的条件（設計の制約と目標）

（１）「共生の歴史」の空間化：勝山館跡の最大の特徴である「アイヌと和人の共生」を、単なる展示パネルではなく、建築の動線や空間構成そのもので表現すること。

（２）アイヌ御遺骨安置空間の尊厳：勝山館跡ガイダンス施設と切り離しつつも、歴史の連続性を感じさせる、静謐かつ尊厳ある空間の確保。

（３）収蔵庫の高度化と可視化：国指定重要文化財を含む膨大な出土品を、適切な温湿度管理下で保存するだけでなく、「見せる収蔵庫」としての活用を検討すること。

（４）冬期・通年利用の最適化：積雪荷重や凍結への対策はもとより、冬期間の維持管理コスト（光熱費）を抑えつつ、文化財ミュージアム拠点施設に町民が気軽に立ち寄れる「居場所」としての機能を備えること。

（５）三館をつなぐガイダンス機能：花沢館跡・洲崎館跡・勝山館跡への出発点として、各史跡の魅力を俯瞰できる IT/デジタル活用や屋外空間との連携。

（６）その他、上ノ国町文化財ミュージアム建設基本構想の「第３章　４　新規整備施設機能構成・整備条件」を踏まえること。

第６章　提案を求める具体的項目（技術提案のテーマ）

参加者には、以下の４点について提案を求めるものとする。

（１）「歴史の多様性」を象徴する建築デザイン

日本海交易、中世都市、アイヌ文化など、上ノ国の文脈をどう建築に解釈するか、またそのための建築デザインとは何かを具体的に示すこと。

（２）ミュージアムと史跡をつなぐ「動線とランドスケープ」

建物内にとどまらず、実際の史跡（花沢館跡、洲崎館跡、勝山館跡）へ向かいたくなるような屋外誘導とランドスケープの提案をすること。

（３）持続可能な管理運営と ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）への配慮

地方自治体の財政負担を軽減するための省エネ設計と、多目的なコミュニティ空間の両立をはかる提案をすること。

（４）「つくり続ける博物館」を実現するための配慮

展示内容の更新や、町民ワークショップ等に合わせて空間を柔軟に変更できる可変性の仕組みの提案とともに、施設関係者や町民と設計段階からどのようにつくり上げ、運営していくプロセスを提案すること。

第７章　参加資格

設計者の選定にあたっては、建築設計能力だけでなく、文化財や地域社会への理解度、町民とともにつくり上げていくプロセスをどのように考えているかを重視する。

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体企業とする。

（１）管理技術者及び担当技術者が、過去 15 年以内に国指定史跡内や隣接地での主要建築物の設計、文化財の保存活用計画または博物館・美術館等の設計実績があること。

（２）建築設計の際に、ワークショップや住民参加型設計プロセスの経験を有すること。

（３）応募する企業が道外事務所の場合は、積雪寒冷地での設計実績を有していること。

（４）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

（６）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（７）租税を完納していること。

（８）応募する時点で、上ノ国町の設計業務の委託に係る指名競争入札参加者資格を有していること。また、公告の日から入札等の日までの間に上ノ国町から指名の停止を受けていないこと。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(10) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

(11) 参加申込書の受付日から起算して過去３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。

(12) 下表の技術者をそれぞれ１名ずつ配置できること。

分担業務分野	業務内容	保有資格
管理技術者	建築設計業務委託契約書に基づき、業務の管理および統括を行う	一級建築士または技術士
主任技術者総合（意匠）	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第１項第一号ロ（１）の表中（１）総合	一級建築士
主任技術者（構造）	同上（２）構造	構造設計一級建築士または一級建築士
主任技術者（電気）	同上（３）設備（ⅰ）電気設備	設備設計一級建築士または建築設備士
主任技術者（機械）	同上（３）設備（ⅱ）給排水衛生設備、（ⅲ）空調換気設備	設備設計一級建築士または建築設備士

分担業務分野	業務内容	保有資格
主任技術者（造園）	ランドスケープデザイン、外構設計	一級建築士、技術士または登録ランドスケープアーキテクト

※主任技術者は、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とし、管理技術者と兼ねることができない。

(13) 管理技術者または総合(意匠)担当主任技術者は、全ての打ち合わせに必ず参加すること。

第８章　応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、プロポーザルに参加できない。

（１）選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）

（２）選定委員が属する企業、またはその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

（３）選定委員やその家族が主宰し、役員及び顧問をしている営利団体に所属する者。

（４）選定委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者。

第９章　参加手続き

（１）質問書

質問はプロポーザル実施説明書の内容、提出物の作成、委託業務に関する事項に限ることとし、審査内容や提案内容に関する質問は受け付ない。

①提出期間：令和８年５月 22 日(金)17 時まで

②提出書式：質問書

③提 出 先：上ノ国町教育委員会事務局社会教育グループ

④提出方法：電子メール（syakyou@town.kaminokuni.lg.jp）のみとする。メール表題に「文化財施設建設基本設計委託業務 公募型プロポーザル質問書（会社名）」と記載すること。電子メール受取後、事務局より受信確認メールを送信する（PDF 及び Excel データの両方を提出）。

⑤回 答：令和８年５月 29 日(金)

回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、上ノ国町ホームページに公表する。なお、質疑応答書の内容は、本実施説明書の追加または修正とみなす。

（２）参加表明提出物

①提出書類及び部数：様式１～10 に必要事項を記載の上、２部（原本１部、副本１部）提出すること。

②提出期限：令和８年５月 29 日（金）17 時まで

③提出方法：郵送とする。配達の記録が残る方法で郵送すること（提出期間内必着）。

④提 出 先：上ノ国町教育委員会事務局社会教育グループ
〒049-0611 北海道檜山郡上ノ国町字大留 100 番地
電話 0139-55-2230 ／ FAX 0139-55-1044

（３）技術提案提出物

技術提案書は、下記の業務実施方針及び特定テーマについての提案とする。技術提案にあたっては、「上ノ国町文化財ミュージアム建設基本構想」を参考にすることとし、必要に応じてイメージ図や図表を用いて行うこと。

１）技術提案書に記載する特定テーマ

①「アイヌと和人の共生」の空間的具現化について
②三館をつなぐ「ハブ拠点」としてのデザインについて
③「屋根のない博物館」のセンター機能について
④「歴史の多様性」を象徴する建築デザインについて
⑤ミュージアムと史跡をつなぐ「動線とランドスケープ」について
⑥持続可能な管理運営と ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）への配慮について
⑦「つくり続ける博物館」を実現する可変性について
⑧その他独自提案

２）提出書類及び部数：様式 11～13 に必要事項を記載の上、技術提案書 10 部（原本１部、副本９部）・A3 横づかい３枚以内で提出すること。

３）提出期限：令和８年６月 29 日（月）17 時まで

４）提出方法：郵送または持参とする。郵送の場合、配達の記録が残る方法で郵送すること（提出期間内必着）。

５）提出先 ：上ノ国町教育委員会事務局社会教育グループ
〒049-0611 北海道檜山郡上ノ国町字大留 100 番地
電話 0139-55-2230 ／ FAX 0139-55-1044

６）その他

※ 技術提案書には、参加表明結果通知の際に通知する整理番号を右上に記載すること。技術提案書の本文に、提出者が特定できる記述及びロゴ等の記載を認める。
※ 技術提案書は A3 サイズで３枚以内とし、図表の引用を除き 10.5 ポイント以上の文字サイズで作成すること。
※ 電子データは PDF 形式で保存したものをＣＤ−Ｒ等に記録して提出すること。
※ 参加表明後、技術提案を辞退する場合は、提案を辞退する旨を記載して参加辞退届を事務局へ提出（郵送）すること。
※ 技術提案書に用いる表現は「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」（社団法人公共建築協会）Ⅱ実施編６提案の表現を参考とし、具体的な設計図面や透視図等は使用しないこと。

第 10 章　選定スケジュール

（１）令和８年５月 12 日（火）：実施要項の公示・質問・参加表明書　受付
（２）令和８年５月 22 日（金）：質問の締め切り

（３）令和８年５月 29 日（金）：質問への回答
（４）令和８年５月 29 日（金）：参加表明書の提出締切
（５）令和８年６月 18 日（木）：参加表明結果通知の送付
（６）令和８年６月 29 日（月）：技術提案書（プロポーザル）の提出締切
（７）令和８年７月　９日（木）：一次審査の実施（書類審査にて５者に絞り込み）
（８）令和８年７月 17 日（金）：一次審査の結果及びヒアリング日程の通知
（９）令和８年７月 30 日（木）：二次審査の実施（プレゼンテーション及びヒアリング）

第 11 章　選定委員会の構成

多角的な視点から審査を行うため、上ノ国町文化財ミュージアム建設委員会より選出した以下の専門家による構成とする。※構成委員に変更があった場合は、上ノ国町ホームページで公表する。

役職・分野	氏名	所属
委員長（行政代表）	上野 敦也	上ノ国町教育委員会教育長
副委員長（建築計画）	小篠 隆生	（一社）新渡戸遠友リビングラボ理事長
委員（文化観光）	西山 徳明	北海道大学名誉教授
委員（博物館活用）	森岡 健治	国立アイヌ民族博物館研究交流室長
委員（アイヌ文化）	結城 幸司	コシャマイン慰霊祭実行委員会共同代表
委員（地域観光）	田畑　　恵	上ノ国観光ガイド協会（歴史体験担当）
委員（教育行政）	笠谷 将人	上ノ国町教育委員会事務局長
委員（文化財行政）	塚田 直哉	上ノ国町教育委員会事務局社会教育担当局長

第 12 章　一次審査（技術提案書の審査）

（１）開催日時：令和８年７月９日（木）
（２）審査場所：上ノ国町総合福祉センター　ジョイじょぐら
（３）審査方法：①「一次審査評価基準」に基づいて評価して順位付けを行い、二次審査対象者を５者程度選定する。
②二次審査対象者の選定は、各委員の評価結果に基づき、評価点のうち最高点と最低点を除外して平均を集計する。
③集計結果をもとに選定委員会において合議により決定する。ただし、評価点に著しい差がある場合や、特定の評価項目において不適当と判断される事項がある場合は、点数のみによらず総合的に判断するものとする。審査は非公開とする。
（４）結果通知：令和８年７月 17 日（金）

一次審査通過者に文書で通知するほか、上ノ国町ホームページで公表する。

（５）一次審査評価基準

以下の項目を基に評価を行う。

項目		評価項目	配点
技術者の業務実績	管理技術者	・実績 ・受賞歴	10
	総合（意匠） 担当主任技術者	・実績 ・受賞歴	10
実施体制	実施体制のスタッフ構成が適切か、また文化財施設に関する専門性、工期遵守能力のある体制になっているか。		10
特定テーマ	①「アイヌと和人の共生」の空間的具現化について		20
	②三館をつなぐ「ハブ拠点」としてのデザインについて		20
	③「屋根のない博物館」のセンター機能について	・基本構想の理解度	20
	④「歴史の多様性」を象徴する建築デザインについて	・独創性 ・機能性	20
	⑤ミュージアムと史跡をつなぐ「動線とランドスケープ」について		20
	⑥持続可能な管理運営と ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）への配慮について		20
	⑦「つくり続ける博物館」を実現するための配慮および運営の考え方	・町民参加の適正さ	20
総 合		・上ノ国町の現状、文化財の保存活用、アイヌ文化への理解度 ・提案の総合力 ・独自提案	30

※合計 200 点満点

第 13 章　二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

（１）開催日時：令和８年７月 30 日（木）

※開催時刻等、詳細は一次審査通過者に令和８年７月 17 日（金）までに連絡する。

（２）開催場所：上ノ国町総合福祉センター　ジョイじょぐら

※開催場所及び日程は、状況により変更となる場合がある。

（３）プレゼンテーション及びヒアリングについて

・提案者によるプレゼンテーション 20 分間、ヒアリング 20 分の計 40 分（プレゼンテーション終了５分前、終了１分前、終了時に合図する。また、時間内に終了しない場合、

追加30秒以内でまとめること。）
・提案者は技術提案書をもとに説明すること。
・模型の持ち込みについては不可とする。
・提案書に記載されていない新たな提案は禁止とする。

（４）発表者について
・発表者はパソコンの操作者を含めて３人以内とし、管理技術者と総合(意匠)担当主任技術者の出席は必須とする。
・プレゼンテーションで使用する機器・データ等については、パワーポイントなどを利用してパソコンで行うものとする。使用するパソコンは、提案者が準備するものとする。
・使用するデータについては、提出した技術提案書に基づいたものとし、変更や追加は認めない。
・プロジェクターのインターフェースは、HDMIのみを使用可能とする。

（５）優先交渉権者の選定
・選定委員会は総合的に能力を審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。
・応募者が１者のみの場合であっても選定委員会において内容を審査し、選定の可否を決定する。

１）優先交渉権者の決定
・優先交渉権者は、選定委員会からの審査経過及び選定結果の報告を受けて決定する。

２）選定結果の通知
・選定結果及び講評を令和８年８月上旬に上ノ国町のホームページに公表すると共に、各提案者に対しても郵送で個別に結果を通知する。

第14章　その他

（１）失格基準

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

１）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
２）実施説明書に示された提出書類作成の留意点等の条件に適合しないもの。
３）提案書に記載すべき事項の全部または一部記載されていないもの
４）提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
５）虚偽の内容が記載されているもの。
６）選定委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。
７）所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、または得た場合。
８）選考に影響を及ぼす恐れがあると選定委員会が判断する不正な行為を行った場合。
９）その他選定委員会が不適格と認める場合。

（２）契約について

１）契約に関する協議

・優先交渉権者との協議が整った場合は、該当者と業務委託契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行い、契約するものとする。

２）契約の締結

・町長は、優先交渉権者として決定した者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で随意契約により契約を締結する。

・契約の相手方の決定後、契約までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人役員またはその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しないことがある。なお、契約が成立しなかった、または締結されなかったことによる損害については、上ノ国町はこれを一切賠償しない。

（３）プロポーザル参加にかかる費用負担

本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

（４）その他

１）本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

２）町は、選定された技術提案書等に拘束を受けないものとする。

３）成果品の著作権は、上ノ国町に帰属するものとする。

４）提出書類は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

５）提出書類は返却しない。なお、提出書類は審査以外に提出者に無断で使用しないが、優先交渉権者及び次点者に特定された場合に限り、発注者は提出書類を自由に公表又は使用できるものとする。

６）提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

７）本業務の実施にあたっては、提案書に記載された各技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更できない。

８）設計にあたっては、技術提案書等に記載された内容を反映しつつも、上ノ国町との協議に基づき実施すること。

９）本業務に関わる各種説明会・会議への参加協力及びこれに使用する資料・図面の作成等の業務を行うこと。

10）実施説明書の記述内容の変更があった場合は、上ノ国町ホームページで公表する。

11）本事業における交付資料は、提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。借受けた関係図書や電子媒体は、情報漏洩のないように適正に取り扱うこと。

12）設計業務に従事した者は、工事入札に参加することはできない。